

## 令和5年度 豊橋市立旭小学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1. いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何よりも学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

#### いじめの定義

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

### 2. いじめの防止対策組織

この組織としては、「生活サポート委員会」がその役割を担う。①いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応する。

〔構成員〕 校長、教頭、教務、校務、生徒指導担当、養護教諭、道徳教育推進教師、  
スクールカウンセラー、教育相談員、当該児童の担任、

〔役割〕

#### ア「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効のあるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3. いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と、豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

#### (1) いじめ未然防止の取り組み

- ・基本的な生活習慣の確立を図り、「あいさつ」と「時間を守る」「あたたかい言葉づかい」を軸にして、規律ある集団行動を営ませる。
- ・教育活動全体を通して、児童が自己存在感をもって安心して過ごすことのできる「居場所づくり」をすすめる。
- ・授業や学校行事の中で、他者から認められ、他者に役立っているという自己有用感を高め、互いを認め合う人間関係を築けるようにする。
- ・道徳の授業公開を年に一回以上行い、児童の豊かな情操と道徳心を培う。
- ・「いじめはいけないことであること」、「何がいじめなのかということ」を、道徳の時間や学級活動の時間に、いじめが起きやすい時期に指導できるよう年間計画に位置づけて行う。
- ・すべての児童が授業に参加できて活躍できるように、わかる授業を行う。間違えてもひやかしたり、からかったりしない雰囲気をつくる。
- ・教員間の公開授業で、互いの授業を参観し合う機会を位置づける。その際、教科指導の観点だけでなく、生徒指導の観点からも授業の改善に努める。
- ・いじめに気づいた周りの児童が「観衆」「傍観者」になることは、いじめを助長し、加担しているのと同じであることを知らせ、「仲裁者」となって、教員や保護者に安心して相談するように知らせとともに、相談しやすい雰囲気づくりに努める。

#### \*いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・スクールカウンセラーを交えたいじめの防止等のための対策に関する研修を、夏休みの現職研修として年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

#### (2) いじめの早期発見のとりくみ

- ・いじめを早期に発見するため、年に3回（6月、11月、1月）の生活アンケートと3回（7月、12月、2月）の自己振り返りカードを実施し児童とも面談を行うとともに、生活アンケートおよび自己振り返りカード記入後、担任との面談を全員実施する。
- ・児童、保護者が、いじめにかかわる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・毎月1回生活サポート会を行い、全校体制でいじめの早期発見に備える。
- ・子どもと日常の交流を大切にする。生活ノートや連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談など、日頃から子どもに寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、子ども・家庭との信頼関係を築く。
- ・複数の目による見守りをする。情報を共有して、多くの教師があらゆる機会を利用して見守っていく。そのためには、報告・連絡・相談を大切にする。

### (3) いじめ防止等に関する措置

- ・いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、すぐにいじめをやめさせる。さらにその再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者が安心して学校生活がおくれるような支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への成長支援という観点からの助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときには、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめを行った児童に対しても、児童の抱える問題が解決し、よりよい学校生活を送れる方向性がもてるように支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署、その他関係機関と連携して組織的に対処する。

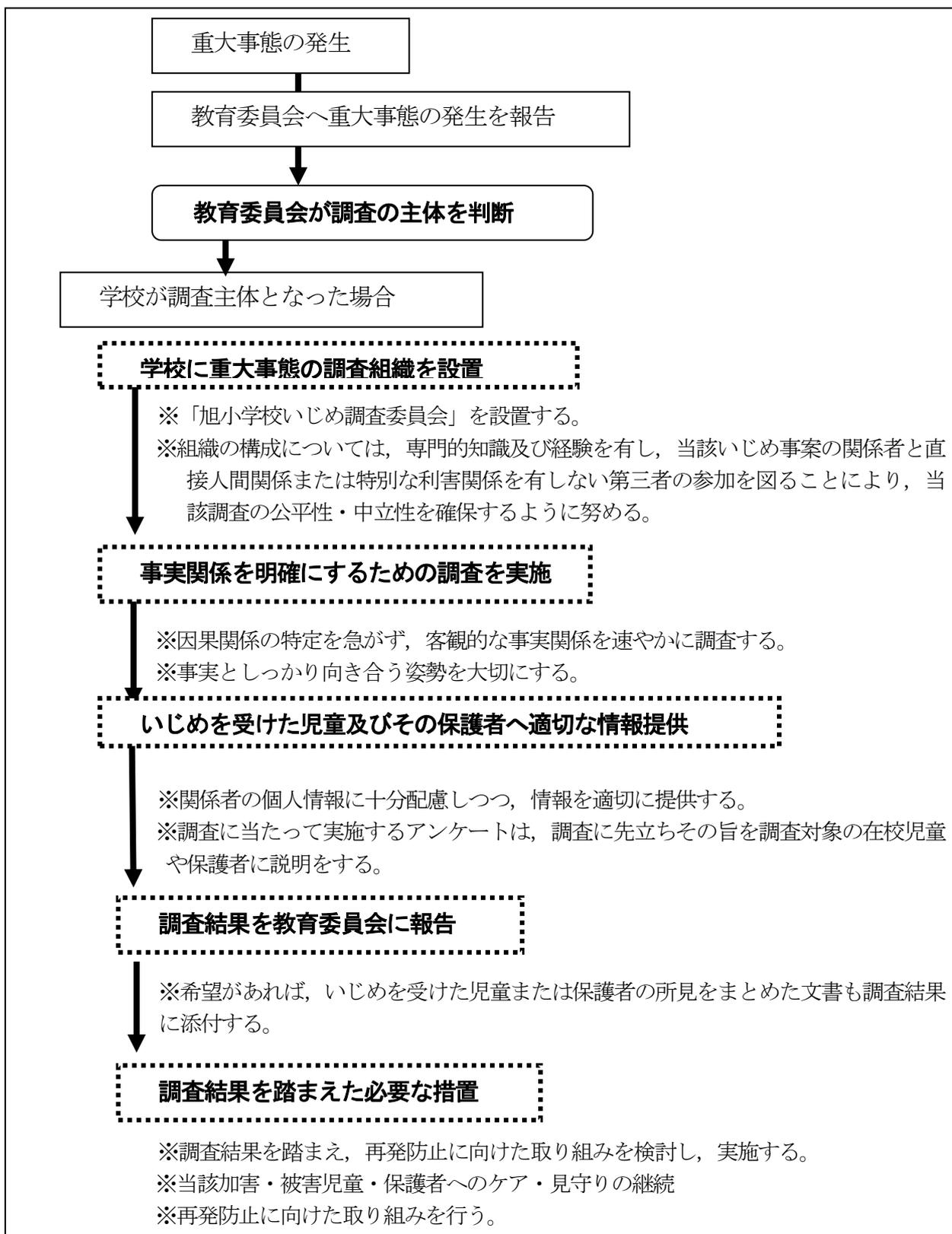
#### SNS を通じて行われるいじめに対する対策

- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。
- ・SNS に関する正しい知識をもてるように、メディア特性等に関して保護者・教師がしっかりと学び、理解を深める。
- ・子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握する。
- ・「情報モラル」に関する教育を、児童の発達段階に応じて授業で行い、インターネットのいじめの書き込みが重大な人権侵害に当たり、相手を傷つけることをしっかりと理解させる取り組みを行う。

## 4 重大事態への対処（次ページ参照）

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- (ア) 重大事態が発生したことを、豊橋市教育委員会に速やかに報告をし、「重大事態発生時の調査対応図」に基づいて対応する。
- (イ) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「旭小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (ウ) 関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供する。

## 【重大事態発生時の調査対応図】



## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN⇒DO⇒CHECK⇒ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（2月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

